

## 第2回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年1月10日  
場 所 シビックコア 研修室2

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分  
閉 会 時 刻 午前10時15分

1 開会の辞  事務局長(杉本剛)	第2回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶  会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今後3年間よろしくお願ひいたします。それでは、第2回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言  議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第2回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程  (日程第1)  議長	日程第1 本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に13番議席 二宮委員、14番議席 山田委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2)  議長	それでは、日程第2、報告第1号 「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第1号

		<p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の8法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
(日程第3)	議長	<p>報告第1号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問は無いようですので、次に進みます。</p>
	議長	<p>それでは、日程第3、報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第3 報告第2号</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は、許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、2筆、総面積 6,027 m<sup>2</sup>であることを報告します。</p>
	議長	<p>報告第2号については、合意解約による通知を受けたものです。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>

(日程第4) (日程第5)	議長 続きまして、日程第4、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」及び日程第5、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	日程第4 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があつたので報告する。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄
	日程第5 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があつたので報告する。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄
議長	報告第4号と第5号は、1筆の農地ですので合わせて説明させていただきます。まず、農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。 (市街化区域についてパワーポイントで説明)届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。 今回の届出は、員弁町御園の [REDACTED] が、[REDACTED] [REDACTED] の4名共有名義である御園 [REDACTED] の1筆、360 m <sup>2</sup> の畠を駐車場用地へ転用する届出です。届出書には、問題が生じた場合は、自己の責任で解決するとされております。受理した届出書については、議案書の日付で受理通知書を発行しましたので報告します。 この案件は、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。 報告事項について質問等がありましたらお願ひします。 質問がなければ次に進みます。

(日程第6)	議長	日程第6、議案第2号 「農業委員会会長専決規程の一部改正について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>日程第6 議案第2号 農業委員会会長専決規程の一部改正について</p> <p>次のとおり、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号及び農地法第43条に基づき、いなべ市農業委員会会長専決規程を改正しようとするので議決を求める。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地法の改正に伴い、会長専決規程の一部を改正するものです。具体的には新旧対照表で説明しますので、ご覧ください。</p> <p>変更は第2条第3号で、下線部分が変更点です。農地法第4条第1項第7号が8号に、第5号第1項第6号が7号に改正されたことに伴う変更と、第43条第1項の追加に伴う変更です。内容は変わらず、条項が変わったものです。審議についてお願いします。</p>
(日程第7)	議長	<p>事務局の説明は終わりました。 この案件について何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第2号「農業委員会会長専決規程の一部改正について」を採決いたします。</p> <p>この議案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本議案は可決いたしました。</p>
	議長	日程第7、議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和2年1月10日提出 いなべ市農</p>

業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、8件、17 筆、面積 14,681.37 m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<48番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。

譲受人である大安町石榑南の [REDACTED] が、大安町石榑南の [REDACTED]  
[REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、690 m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。[REDACTED] の耕作面積は、父である [REDACTED] の耕作面積 8,192 m<sup>2</sup>の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、カッコ書きとなっています。

<49番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の田です。

譲受人である大安町宇賀の [REDACTED] が、大安町宇賀の [REDACTED]  
[REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,130 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<50番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の田です。

譲受人である北勢町東村の [REDACTED] が、大阪府茨木市の [REDACTED]  
[REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、2,657 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<51番案件>の申請地は、大安町片樋地内の田です。

譲受人である大安町片樋の [REDACTED] が、神奈川県川崎市の [REDACTED]  
[REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,960 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<52番案件>の申請地は、大安町大井田地内の田です。

譲受人である四日市市の [REDACTED] が、藤原町東禪寺の [REDACTED]  
[REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、1947 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<53番案件>の申請地は、大安町石榑下地内の畠です。

譲受人である桑名市の [REDACTED] が、大安町石榑下の [REDACTED] が  
所有する議案書に記載の1筆、191 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<54番案件>の申請地は、大安町石榑下地内の畠です。

譲受人である桑名市の [REDACTED] が、大安町石榑下の [REDACTED] が  
所有する議案書に記載の1筆、545 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<55番案件>の申請地は、大安町梅戸、南金井地内の田、畠です。

		<p>譲受人である大安町梅戸の [ ] が、鈴鹿市の [ ] が所有する議案書に記載の9筆、5,561.37 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第8)	議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本申請は、許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第8 議案第4号</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で 255.85 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;12番案件&gt;の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。</p> <p>農地区分は1種農地です。本来、1種農地は転用できませんが、既存施設の拡張ということで、既存施設の1/2以内の面積であれば例外的に許可されます。申請人である大安町石榑北の [ ] が所有する議案書に記載の1筆、293 m<sup>2</sup>の内 255.85 m<sup>2</sup>を隣接工場の貸駐車場、貸旋回スペースへ転用したい旨の計画です。既</p>

	<p>に、造成されておりますので、始末書が添付されております。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。この案件につきましては、現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この案件について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第9) (日程第10)	<p>全委員挙手あります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第9、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第10 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第9 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)</p>

があったので意見を求める。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、19件、51筆で 14,344m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<49番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である東京都の [REDACTED] が、北勢町新町の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、925 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<50番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である豊橋市の [REDACTED] が、北勢町新町の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、271 m<sup>2</sup>を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は進入路部分の整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<51番案件>の申請地は、北勢町飯倉地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である姫路市の [REDACTED] が、北勢町飯倉の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、545 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<52番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の [REDACTED] が、北勢町別名の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、1,145 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<53番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の [REDACTED] が、北勢町別名の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、503 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<54番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分

は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、509 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<55番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、愛知県日進市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、164 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<56番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、愛知県日進市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、235 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<57番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、827 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<58番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、383 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<59番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、334m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<60番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分

は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、479 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です

<61番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町中山の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、327 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<62番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畠で、農地区分は500m以内に三里小学校と三里駅がありますので第3種農地です。

譲受人である川越町の[REDACTED]が、大安町平塚の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、390 m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみで、既存のコンクリートブロック壁により近隣農地への土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水は下水道を利用し、雨水については集水枠で集約して道路側溝へ放流です。既に一部造成されており、始末書が添付されております。

<63番案件>の申請地は、大安町石榑下地内の田、畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である藤原町志礼石新田の[REDACTED]が、大安町平塚の[REDACTED]が所有する議案書に記載の13筆、2,111 m<sup>2</sup>を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は碎石を敷き整地のみ、取水は既設水道管を利用し、雨水は自然浸透です。既に造成された部分があり、始末書が添付されております。

<64番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である浜松市の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、995 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<65番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の畠で、農地

区分は第2種農地です。

譲受人である大安町宇賀新田の[REDACTED]が、大安町宇賀新田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、165m<sup>2</sup>を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<66番案件>の申請地は、藤原町志礼石新田地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である桑名市の[REDACTED]が、藤原町川合の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、357 m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は道路の高さから20cm程度まで盛土を行い、外周部にはコンクリートブックを積み、周囲への土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水については前面道路側溝へ放流です。

<67番案件>の申請地は、大安町石榑下地内の田、畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人兼転用事業者である鈴鹿市の[REDACTED]が、大安町石榑下の[REDACTED]の所有する議案書に記載の15筆、3,679 m<sup>2</sup>を店舗用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は切土、盛土を行うが、隣接地より低くなり、東側には側溝を設けるため、区域外への土砂及び雨水の流出はありません。取水は上水道、汚水は下水道、雨水は周囲に側溝を設け集水し、既設樹を介し既設水路へ放流です。

#### 日程第10 議案第6号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、6件、38筆で 9,042.1 m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<21番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

賃借人である愛知県東海市の[REDACTED]が、藤原町上相場の[REDACTED]  
[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、960m<sup>2</sup>を太陽光発電施設  
へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整  
地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<22番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の田で、農地  
区分は第1種農地です。

1種農地は原則転用できませんが、集落に接続する住宅ですので、例外として転用が可能です。使用借人である四日市市の[REDACTED]  
[REDACTED]が、員弁町笠田新田の[REDACTED]が所有する議案書に記  
載の1筆、258 m<sup>2</sup>を分家住宅へ転用したい旨の計画です。工事計  
画については、土地造成は盛土を行い、境界にコンクリートブロック  
を設置し土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水、生活排水  
は公共下水道に接続です。雨水は敷地内で集水し、西側水路に放  
流です。

<23番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠で、農地区  
分は第2種農地です。

使用借人である員弁町北金井の[REDACTED]が、員弁町北金井  
の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、495 m<sup>2</sup>を農家住宅  
へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整  
地のみ、外周はコンクリートブロック等で被害を防除します。取水  
は上水道、汚水、生活排水は公共下水道に接続です。雨水排水は  
既設道路側溝へ放流です。

<24番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の田で、農地区  
分は第2種農地です。

使用借人である大安町石榑北の[REDACTED]が、大安町石榑北の  
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、323 m<sup>2</sup>の内 274.1  
m<sup>2</sup>を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土  
地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。既に、駐  
車場に利用されていますので、始末書が添付されております。

<25番案件>の申請地は、北勢町皺地内の畠で、農地区分は  
第2種農地です。

賃借人である北勢町北中津原の[REDACTED]  
が、北勢町皺の[REDACTED]が所有する議案書に記載の24筆、  
2,976 m<sup>2</sup>を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画について  
は、土地造成は砂利散布し、整正転圧のみ、取水は行わず、雨水は  
自然浸透です。

	<p>&lt;26 番案件&gt;の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畠で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>賃借人である大垣市の[REDACTED]が、北勢町瀬木の[REDACTED]が所有する議案書に記載の8筆、4,079m<sup>2</sup>を資材置場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、雨水排水は東側既設側溝へ放流と自然浸透です。</p> <p>5条所有権移転19件と、5条貸借権等設定6件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」19件、及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」6件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>のことについて何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決を行います。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]の親族に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条第1項により、該当委員は、ご自分に関する案件については採決に参加できませんので、ご了承ください。まず、65番案件について採決します。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>それでは、それ以外の案件について採決いたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました</p> <p>続いて、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました</p>
(日程第11)	議長	<p>続きまして、日程第11 議案第7号 「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>日程第11 議案第7号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は2件、4筆で 1,195 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;34番案件&gt;の申請地は、北勢町麓村、垣内で隣接した3筆、台帳地目、田、畠です。</p> <p>願い出者は、北勢町垣内の [REDACTED] で、昭和64年から工場用地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;35番案件&gt;の申請地は、藤原町山口地内の台帳地目、畠です。</p>

		<p>願い出者は、藤原町山口の [REDACTED] で、平成10年から山林に転用し、現在に至っています。</p> <p>以上2件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
		<p>議案第7号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さん、事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、2月3日午前9時から現地調査です。4番田中敏夫委員と5番渡邊勉委員は出席をお願いします。2月10日に委員会となりますのでよろしくお願いします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>これをもちまして、第2回農業委員会を終了します。</p>
【午前10時15分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

